

2 各 介 第 295 号  
令和 3 年 1 月 25 日

各務原市内介護保険サービス事業所

- 〃 軽費老人ホーム
- 〃 有料老人ホーム
- 〃 サービス付き高齢者向け住宅 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

### 不織布マスクの配布について（通知）

平素より市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、介護サービス事業所等を対象として、厚生労働省より不織布マスクが供給されることとなりました。

つきましては、各務原市内の介護サービス事業所への配布を各務原市介護保険課が執り行うこととなりましたので、以下の通り通知します。

### 記

#### 1 配布するマスクの種類及び枚数

不織布マスク 1 サービス事業所あたり 150 枚（1 箱 50 枚入り×3 箱）

#### 2 配布対象事業所

県指定介護保険事業所・施設、

市町村指定介護保険事業所・施設（基準該当含む）

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ 職員が概ね他の事業と重複するような場合（医療機関におけるみなし指定、福祉用具貸与を兼ねる特定福祉用具販売、居宅療養管理指導）は配布の対象外となっています。

#### 3 配布日時及び場所

令和 3 年 1 月 26 日（火）から 2 月 26 日（金）までの間

毎日午前 8 時 30 分～12 時・午後 1 時～午後 5 時 15 分（土・日曜日を除く）

各務原市役所本庁舎 2 階 介護保険課 施設指導係窓口

※ 地域包括支援センターと養護老人ホーム分については高齢福祉課にて配布します。

#### 4 マスクの受け取りに関する注意事項

- ① 3密を避けるため、出来るだけ法人、グループまとめて一括での受け取りにご協力ください。
- ② 配布数量が多くなると持ち帰りが困難になります。複数事業所分をまとめて受け取られる際は、予め持ち帰り袋を持参いただくようお願いいたします。
- ③ 受取期間内に受け取られなかったマスクは、各務原市の非常用備蓄として取り扱わせていただきます。
- ④ 令和3年3月末～4月上旬にかけても、不織布マスクの配布を予定しております。  
(1 サービス事業所あたり 200 枚・枚数は変動する可能性があります)

#### 5 現物外観写真



以上

問い合わせ先	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係
電話番号	058-383-2067 (直通)
F A X	058-383-6365 (市代表)
E メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)